廃棄物処理法を改正へ

適正処理の推進に重点

新春インタビュー

環境省 廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

中尾 豊氏に聞く

環境省は昨年5月から廃棄物処理法の見直しに向けた検討を開始し、12月中旬に報告書案を公表した。改正案の提出は、今年の通常国会を視野に入れて作業が進められている。廃棄物・リサイクル対策部の中尾豊産業廃棄物課長に、廃棄物処理法の見直しのポイントや廃棄物処理業の振興方策について聞いた。

報告書案を取りまとめ

――廃棄物処理法の見直しに向けた検討が進められている。

中尾　廃棄物処理法は、前回の改正法が施行されてから5年が経過したことから、中央環境審議会循環型社会部会に「廃棄物処理制度専門委員会」を設置し、昨年5月から議論を行ってきた。昨年12月中旬に報告書の案をまとめ、パブリックコメントの実施を経て1月末をめどに報告書の取りまとめを目指している。

報告書を受けた対応については、法律、政省令や通知などさまざまなレベルのものがあり、法改正で対応すべきものについては、今年の通常国会に提出することを視野に入れて作業を進めている。

――具体的な内容は。

中尾　「廃棄物の適正処理の推進」が大きなテーマとなる。廃棄物の不適正処理や不法投棄の件数は減少しているものの、いまだに年間百数十件の不法投棄が起きている。昨年1月には、食品廃棄物の不正転売事案も発覚し、廃棄物の適正処理を一層推進していく必要がある。

自治体からのヒアリングにより、現行法では廃棄物処理業の許可を取り消した後に旧処理業者に改善命令をかけることができないとの問題が浮かび上がった。改善命令をかけるために許可を取り消せないのは本末転倒である。業許可の取り消し後においても、改善命令の対象とし、排出事業者に対する処理困難通知の発出を義務付けできるようにしたい。

また、電子マニフェストの普及拡大について第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき、2016年度中に電子マニフェストの普及率を50%に拡大することを目指し、取り組んできた。昨年10月末現在では約45%で目標の達成には厳しい状況にあるが、17年度中には目標に到達する見通しである。

電子マニフェストは、排出事業者や処理業者にとって処理状況を容易に確認できるためコンプライアンスが向上することや事務の効率化が図られる等のメリットがある他、行政にとって効果的な監視業務の実施、不適正事案が発生した際の迅速な対応を図る上で大きな効力を発揮することが期待できる。引き続き目標を設定した上で施策を計画的に推進することが必要である。

まずは、例えば、より適切な管理が求められる一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対し、マニフェスト制度の運用状況に係る総点検も踏まえつつ、電子マニフェストの使用の義務化を検討するとともに、特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、電子マニフェストの使用の義務化を検討したい。

この際、施行までの十分な周知期間の確保、利便性の一層の向上、虚偽マニフェストが使用できない場合等の措置、登録期限についても検討する。

廃食品の不正転売事件

――廃食品の不正転売事件を受け、昨年3月に再発防止策を取りまとめた。

中尾　再発防止策の柱は「電子マニフェストの機能強化」、「廃棄物処理業者に係る対策」、「排出事業者に係る対策」と大きく三つある。

電子マニフェストでは廃棄物処理フローの管理を行うことが可能であり、不正を検知できる情報処理システムの構築を進めている。廃棄物処理業者に係る対策としては都道府県による一定程度の抜き打ち立ち入り検査など監視体制の強化が重要であり、昨年6月、都道府県等向けに立入検査マニュアルを策定した。

排出事業者においても、廃棄物処理法で規定されている排出事業者責任を果たしていただく必要があり、不適正事案が起これば企業のコンプライアンスが問われかねないことを十分に認識していただく必要がある。

排出事業者責任の内容について、都道府県を通じて周知を図っていくこととしており、現在、その一環として、排出事業者向けに、処理状況や適正な処理料金などの確認を促すためのチェックリスト作成を進めている。

廃食品スクラップのインフォーマルな取り扱いも問題となっている。

中尾　無許可の不用品回収業者が使用済み家電などを回収し、重機などで破壊を行い、雑品スクラップとしてインフォーマルルートで輸出されている。回収した家電などを横流した船舶やスクラップヤードで火災事故が発生する事案も発生しており、スクラップヤードでの保管や破砕に際して有害物質が周辺に飛散するなどの悪影響が生じることも懸念される。

国内外で環境汚染への懸念が高まっていることから、使用済み電気電子機器等が破砕されたものについては、適正な管理下に置き、監視の目を強めていく必要がある。鳥取県では使用済み物品等を保管する施設に対する届出制度や保管基準を定めた条例を施行しているので、そうした条例も参考にしながら取り組んでいきたい。

まだ、具体的な方策は固まっていないが、スクラップヤード業者に対し、都道府県等の行政機関の登録を受けるなど一定の規制を考えている。

――優良な産業廃棄物処理業者の育成も重要な課題になる。

中尾　「優良産廃処理業者認定制度」が11年に施行されてから、認定件数は毎年着実に増加しているものの、全処理業者数の1%程度にとどまっている。質の面を高めていくことと合わせ、認定件数も増やしていきたい。

――産廃処理業者が優良認定を受けることのメリットが少ないとの声もある。

中尾　許可の有効期間について通常の5年が7年に延長されることに加え、環境配慮契約法の産業廃棄物の処理等による事実確認等を通じ、その事実をホームページなどで共有できるようにする必要がある。加えて処理状況に関する情報の公表または提供や財務要件についても具体的な検討を進めたい。

てから、国や独立行政法人での環境配慮契約の実施割合は着実に増えてきている。

優良産廃処理業者の契約割合を見ると、通常の競争入札だと31%なのに対し、環境配慮契約では58%もある。こうした取り組みを国が率先して広げていきたい。また、優遇措置についても引き続き検討していきたい。

優良産廃処理業者のメリットを拡大する一方で認定業者の信頼性の向上を図ることも必要である。特に要件に適合しない状況に至った場合には、都道府県等による事実確認等を通じ、その事実をホームページなどで共有できるようにする必要がある。加えて処理状況に関する情報の公表または提供や財務要件についても具体的な検討を進めたい。

廃棄物処理業の振興を支援

廃棄物処理業の振興

――廃棄物処理業の振興については。

中尾　産業廃棄物処理業は環境を守り、動脈産業を支えるという重大な社会的使命を担う非常に重要な産業であり、適正処理の推進と循環型社会を構築する社会インフラとしての役割を担っている。

これまで「悪化が良貨を駆逐する構造を転換する必要がある」ということで規制の強化が図られてきたが、地域社会からの信頼を得て、地域経済の発展や雇用創出という面でも大きな役割を果たしている事業者も多数いる。

さらに、社会的な要請に応え、地球温暖化の制約が高まる中で、バイオマス関連分野など活動の幅を広げ、地域循環圏の構築に取り組んでいる廃棄物処理業者もいる。これらの動きを促進し、業界の優良化に取り組み、廃棄物処理業者の社会的地位を高めていくことが重要になる。

他方で、産業廃棄物の排出量が減少する中、将来の展望に不安を感じる声を聞くこともある。産業廃棄物処理業にはどのような強みがあり、どのような道があり得るのか。今後のヒントになるようなものを提供していきたいと考えている。

15年度から、産業廃棄物処理業の振興に関する検討を進めており、16年度に振興方策の案を取りまとめる予定だ。産業廃棄物処理業を取り巻く社会経済の動向を把握するため、ヒアリングやアンケート調査を行い、どのような支援が求められているか整理していく。

含有機器の掘り起こし調査の徹底が非常に重要である。特に北九州事業エリアの変圧器とコンデンサー等については、今年1月1日時点で残り約450台、1年余りしか時間が残されていない。

高濃度PCB廃棄物処理の必要性を理解していない保管事業者もまだ数多くいる中、掘り起こし調査を円滑に進めるため、広報活動等に力を入れていく。また、掘り起こし調査マニュアルの改訂、専門家の派遣、必要な情報の提供などを行い、都道府県市をサポートしていく。

都道府県市をサポートする上で、地方環境事務所の役割も重要である。体制を強化し、国としても都道府県市とともに汗をかいていきたい。

PCB廃棄物の処理

――PCB廃棄物の処理期限が迫っている。

中尾　高濃度PCB廃棄物に関しては昨年8月、改正特措法が施行され、制度的な措置はおおむね整備された。期限内の処理を実行に移していく段階だ。都道府県市によるPCB

平成29年1月9日
週間循環経済新聞